

令和8年2月定例会の結果（2月9日～3月19日 会期39日間）

- 1 市長提出議案
- 2 議員提出議案
- 3 議案第46号に対する修正案
- 4 議案第53号に対する修正案
- 5 議案第78号に対する修正案
- 6 議員提出議案資料
- 7 請願

【掲載に当たっての説明】

会派名	自 民 党	（自由民主党静岡市議会議員団）
	志 政 会	（志政会）
	公 明 党	（公明党静岡市議会）
	共 産 党	（日本共産党静岡市議会議員団）
	立 憲 民 主 党	（静岡市議会立憲民主党）
	創 生 静 岡	（創生静岡）
	チ ェ ン ジ ン グ	（チェンジングしずおかプロジェクト）
	緑 の 党	（緑の党グリーンズジャパン）

※○は賛成、×は反対、△は賛否双方あり

(2) 2月9日提出、2月20日議決 (36件)

番号	議案名	結果	自 民 党	志 政 会	公 明 党	共 産 党	立 憲 民 主 党	創 生 静 岡	チ ェ ン ジ ン グ	緑 の 党	備考
議案第10号	令和7年度静岡市一般会計補正予算 (第7号)	可決	○	○	○	×	○	○	○	×	賛成多数
議案第11号	令和7年度静岡市電気事業経営記念基 金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第12号	令和7年度静岡市土地区画整理清算金 会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第13号	令和7年度静岡市公共用地取得事業会 計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第14号	令和7年度静岡市母子・父子・寡婦福 祉資金貸付金会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第15号	令和7年度静岡市公債管理事業会計補 正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第16号	令和7年度静岡市競輪事業会計補正予 算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第17号	令和7年度静岡市国民健康保険事業会 計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第18号	令和7年度静岡市駐車場事業会計補正 予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第19号	令和7年度静岡市介護保険事業会計補 正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第20号	令和7年度静岡市介護保険サービス会 計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第21号	令和7年度静岡市中央卸売市場事業会 計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第22号	令和7年度静岡市後期高齢者医療事業 会計補正予算(第1号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第23号	令和7年度静岡市簡易水道事業会計補 正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第24号	令和7年度静岡市病院事業会計補正予 算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第25号	令和7年度静岡市農業集落排水事業会 計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第26号	令和7年度静岡市水道事業会計補正予 算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第27号	令和7年度静岡市下水道事業会計補正 予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第28号	静岡市の豊かな環境を保全活用し未来 へつなぐ基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	全会一致
議案第29号	静岡市事務分掌条例の一部改正につい て	可決	○	○	○	○	○	○	×	×	賛成多数
議案第30号	静岡市議会の議員の議員報酬及び費用 弁償等に関する条例の一部改正につい て	可決	○	○	○	×	○	○	○	×	賛成多数

3 議案第46号に対する修正案

令和8年3月19日

静岡市議会議長 山根 田鶴子 様

静岡市議会議員 内田 隆典

静岡市議会議員 寺尾 昭

静岡市議会議員 杉本 護

静岡市議会議員 鈴木 明美

議案第46号令和8年度静岡市一般会計予算に対する修正動議

このことについて、地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により下記のとおり提出します。

記

議案第46号令和8年度静岡市一般会計予算を次のように修正する。

第1条第1項中「403,500,000千円」を「404,269,143千円」に改める。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
21 繰 入 金		千円 13,666,531 12,897,388
	1 基金繰入金	12,813,086 12,043,943
歳 入 合 計		404,269,143

	403,500,000
--	-------------

歳 出

款	項	金 額
3 民 生 費		千円 140,808,237
		140,039,094
	5 国民健康保険費	6,592,143
		5,823,000
歳 出 合 計		404,269,143
		403,500,000

歳 入

一般会計予算歳入

2 1 款 繰入金

△印は減

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
21 繰入金	千円 13,666,531 12,897,388	千円 10,310,136	千円 3,356,395 2,587,252		千円	千円
1 基金繰入金	12,813,086 12,043,943	9,505,909	3,307,177 2,538,034			
1 財政調整基金繰入金	5,469,143 4,700,000	4,840,000	629,143 △140,000	1 財政調整基金 繰入金	5,469,143 4,700,000	財政調整基金繰入金 5,469,143 4,700,000
歳 入 合 計	404,269,143 403,500,000	388,500,000	15,769,143 15,000,000			

歳 出

一般会計歳出予算

3款 民生費

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本年度の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3 民生費	140,808,237 140,039,094	133,580,179	7,228,058 6,458,915	76,558,114 75,788,971	64,250,123			
5 国民健康保険費	6,592,143 5,823,000	5,468,100	1,124,043 354,900	3,176,670 2,407,527	3,415,473			
2 国民健康保険事業会計繰出金	6,580,243 5,811,100	5,456,200	1,124,043 354,900	3,176,670 2,407,527	3,403,573	27 繰出金	6,580,243 5,811,100	1 事業勘定繰出金 6,505,643 (1) 事業勘定繰出金 5,736,500 2 直営診療施設勘定繰出金 74,600 (1) 直営診療施設勘定繰出金
				国庫支出金 615,422				
				県支出金 1,792,002				
				財産収入 103				
				繰入金 769,143				
歳 出 合 計	404,269,143 403,500,000	388,500,000	15,769,143 15,000,000	162,238,725 161,469,582	242,030,418			

4 議案第53号に対する修正案

令和8年3月19日

静岡市議会議長 山根 田鶴子 様

静岡市議会議員 内田 隆典

静岡市議会議員 寺尾 昭

静岡市議会議員 杉本 護

静岡市議会議員 鈴木 明美

議案第53号令和8年度静岡市国民健康保険事業会計予算に対する修正動議

このことについて、地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により下記のとおり提出します。

記

議案第53号令和8年度静岡市国民健康保険事業会計予算を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）の一部を次のように改める。

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 12,672,617 13,441,760
	1 国民健康保険料	12,672,617 13,441,760
8 繰 入 金		7,631,263 6,862,120

	1 他会計繰入金	6,505,643
		5,736,500

歳 入

国民健康保険事業会計（事業勘定）

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 国民健康保険料	千円 12,672,617 13,441,760	千円 12,352,388	千円 320,229 1,089,372		千円	千円
1 国民健康保険料	12,672,617 13,441,760	12,352,388	320,229 1,089,372			
1 一般被保険者国民健康保険料	12,672,614 13,441,757	12,352,385	320,229 1,089,372	1 医療給付費分 現年賦課分	7,582,524 8,351,667	現年賦課分 所得割 市民税課税総所得額－基礎控除43万円 料 率 6.08 6.73 /100 均等割 1 人 24,900 29,400 円 人 数 113,387人 平等割 1世帯 20,900円 世帯数 77,763世帯 賦課限度額 670,000円
8 繰入金	7,631,263 6,862,120	6,215,100	1,416,163 647,020			
1 他会計繰入金	6,505,643 5,736,500	5,354,700	1,150,943 381,800			
1 一般会計繰入金	6,505,643 5,736,500	5,354,700	1,150,943 381,800	6 その他一般会 計繰入金	769,143	その他一般会計繰入金 国民健康保険事業費納付金充当 769,143
歳 入 合 計	67,204,400	66,944,100	260,300			

5 議案第78号に対する修正案

令和8年3月19日

静岡市議会議長 山根 田鶴子 様

静岡市議会議員 内田 隆典

静岡市議会議員 寺尾 昭

静岡市議会議員 杉本 護

静岡市議会議員 鈴木 明美

議案第78号静岡市国民健康保険条例の一部改正についてに対する修正動議

このことについて、地方自治法第115条の3及び静岡市議会会議規則第17条の規定により下記のとおり提出します。

記

議案第78号静岡市国民健康保険条例の一部改正についてを次のように修正する。

議案および提案の理由 別紙のとおり

静岡市国民健康保険条例の一部改正についてに対する修正案

静岡市国民健康保険条例の一部改正についての一部を次のように修正する。

第11条の改正規定を削る。

(提案理由)

静岡市国民健康保険の保険料のうち、医療給付費分現年賦課分の所得割、被保険者均等割を現状と同額にしようとするものである。

6 議員提出議案資料

●発議第1号 静岡市議会委員会条例の一部改正について

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

目次中「第76条」を「第75条の2—第76条」に改める。

第2条第1項第2号中「市民環境教育委員会」を「観光市民環境委員会」に、「市民局」を「観光文化・市民局」に改め、「並びに教育委員会」を削り、同項第4号中「観光文化経済委員会」を「経済消防委員会」に改め、「観光交流文化局及び経済局」を「経済局及び消防局」に改め、同項第6号中「企業消防委員会」を「上下水道教育委員会」に、「消防局」を「教育委員会」に改める。

第9条第2項中「とき」を「ときは」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第9条の2 委員長は、次に掲げる場合に該当する委員がいるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン方式」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第60条第1項の秘密会は、この限りでない。

（1）大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

（2）育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンライン方式による出席を希望する委員は、事前に委員長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定により開会された委員会にオンライン方式で出席する委員は、当該委員会の招集場所に参集し、かつ、出席しているものとみなす。

4 オンライン方式での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「とき」を「ときは」に改める。

第13条及び第19条第1項中「宣言」を「宣告」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定により出席を求められた者は、オンライン方式で説明することができる。この場合において、当該出席を求められた者は、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第27条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前に動議を撤回しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

第31条、第32条、第33条及び第41条第2項中「とき」を「ときは」に改める。

第42条第1項中「議員」の次に「(以下この条において「委員外議員」という。)」を加え、同条第2項中「委員でない」を「委員外」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の場合において、第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、委員外議員は、事前に委員長の許可を得た場合に限り、オンライン方式で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第43条中「委員長が」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、委員長は、委員として発言することができる。この場合において、討論したときは、その議題の表決が終わるまで、委員長の職務を行うことができない。

第45条第1項中「宣言」を「宣告」に改める。

第48条中「議員に」の次に「自らに」を加える。

第49条中「とるとき」を「採るときは」に改める。

第50条中「いない委員」の次に「(第9条の2の規定によりオンライン方式で委員会に出席している委員を除く。)」を加える。

第52条第2項「おいて」を「おいては」に、「ことは」を「ことが」に改める。

第53条第1項中「とる」を「採る」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第54条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第57条中「から第31条」を「、第29条、第30条、第31条第1項から第3項」に改める。

第58条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第59条第2項中「とる」を「採る」に改める。

第62条第1項中「とき」を「ときは」に改める。

第64条第2項中「うちに」の次に「、」を加え、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンライン方式により公聴会で意見を述べることができる。

第68条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンライン方式により委員会で意見を述べることができる。

第69条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、第9条の2第1項の規定により委員会がオンライン方式で開かれているときは、紹介議員は、事前に委員長に届け出た場合に限り、オンライン方式で説明することができる。

第71条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「保管」を「保存」に改め、同項を同条第2項とする。

第75条中「、文書」を削る。

第11章中第76条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第75条の2 委員会に対して行われる通知のうちこの条例の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第5項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

- 2 委員会が行う通知のうちこの条例の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの条例の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨の議長が定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

- 3 前2項の方法により行われた通知については、当該通知に関するこの条例の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの条例の規定を適用する。

- 4 第1項又は第2項の方法により行われた通知は、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす。

- 5 委員会に対して通知を行い、又は委員会から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、委員会に対して行われ、又は委員会が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち

に第1項又は第2項の方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第5項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項及び第4項において同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第75条の3 この条例の規定（第57条を除く。）において委員長又は議長が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの条例の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの条例の規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の静岡市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により市民環境教育委員会、観光文化経済委員会及び企業消防委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されている者は、改正後の静岡市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、それぞれ観光市民環境委員会、経済消防委員会及び上下水道教育委員会の委員長、副委員長又は委員に選任された者とみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定により選任されている委員の残任期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第2条に規定する常任委員会に付議されている継続審査事件は、それぞれ改正後の条例第2条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続審査事件とみなす。

●発議第2号 静岡市議会会議規則の一部改正について

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「議員派遣」を「議員の派遣」に、「第100条」を「第99条の2—第100条」に改める。

第9条第2項本文中「ときは、」の次に「会議に宣告することにより」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 議長は、前項の規定にかかわらず、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項中「ついては、」を「ついては」に、「）とともに連署し」を「）が連署して」に改める。

第15条中「会期中は」の次に「、」を加える。

第17条中「ついては、」を「ついては」に、「）が連署し」を「）が連署して」に改める。

第19条第1項中「承認」を「許可」に改め、同条第2項中「議長の」及び「又は議会の承認」を削り、「承認を得て」を「許可を得て」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第35条中「異議があるとき」を「異議があるときは」に改める。

第43条第2項中「とき」を「ときは」に、「会議」を「議会」に改める。

第44条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加え、「中間報告」を「中間報告を」に改める。

第45条中「とき」を「ときは」に改める。

第48条第2項中「限り」の次に「、」を加える。

第62条中「とろう」を「採ろう」に改める。

第65条第1項中「とるとき」を「採るときは」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第66条第1項中「とる」を「採る」に改める。

第69条中「第31条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第70条中「対して、異議」を「対して異議」に改め、「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第71条第1項中「とらなければ」を「採らなければ」に改め、同条第2項中「決する」を「決める」に改め、同条第3項中「とる」を「採る」に改める。

第72条第1項中「し、又は記録」を削る。

第73条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)」を削る。

第75条中「(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)」を削る。

「第11節 議員派遣」を「第11節 議員の派遣」に改める。

第78条の見出し中「議員派遣」を「議員の派遣」に改める。

第81条中「承認」を「許可」に改める。

第82条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第83条中「承認」を「許可」に改める。

第86条第1項中「議員は、辞職」を「議員が辞職しよう」と改める。

第89条を次のように改める。

(決定の通知)

第89条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第90条中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第92条中「、文書」を削る。

第96条中「会議において」を「会議で」に、「議会」を「、議会」に改める。

第6章中第100条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第99条の2 議会又は議長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該

通知を受ける者が、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨の議長が定める方式による表示をしないときは、この限りでない。

- 3 前2項の方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第73条、第80条第1項及び第82条第1項の規定による議員に対する配付にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われる通知であつてこの規則の規定により連署が必要なものは、当該規定にかかわらず、第1項又は第2項の方法（議長が別に定める氏名又は名称を明らかにする措置を併せて行うものに限る。）により行うことができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第99条の3 この規則の規定（第28条第1項（第69条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

7 請願

(1) 2月20日議決 (1件)

番号	請願名	結果	自 民 党	志 政 会	公 明 党	共 産 党	立 憲 民 主 党	創 生 静 岡	チ ェ ン ジ ン グ	緑 の 党	備考
請願第1号	精神障害者手帳所持者への交通費助成制度の再度の創設と拡充を求める請願書	不採択	×	×	×	○	×	×	×	○	賛成少数

(2) 3月19日議決 (2件)

番号	請願名	結果	自 民 党	志 政 会	公 明 党	共 産 党	立 憲 民 主 党	創 生 静 岡	チ ェ ン ジ ン グ	緑 の 党	備考
請願第2号	地域活動支援センター廃止方針の見直しと代替施設の早期整備に関する請願	不採択	×	×	×	○	×	×	○	○	賛成少数
請願第3号	清水区庁舎整備に関する請願書	不採択	×	×	×	○	×	×	×	×	賛成少数